

受 理 番 号	件 名
陳情第57号	正善寺別院調布霊廟計画に関する陳情
付託委員会	建設委員会

(趣旨)

昨年平成26年11月18, 19日付「計画のお知らせ(改修工事)」と題する書面(以下「本件お知らせ」といいます。)が調布ヶ丘の住宅等にポスティングされました。その内容は, 4階建てオフィスビルを「正善寺別院調布霊廟」に用途変更するという通知でありました。

本件お知らせによりますと, 遺体安置所を併設した葬儀も行う納骨堂で, 仏壇基数 1,662基 3,906区画という大規模な納骨堂でありました。この近辺には正善寺という寺もないのに, そこに突然納骨堂が設置されることに驚きを隠せませんでした。書面には, 12月19, 20, 21日の3日間に説明会を開催する旨が告知されておりましたので, さまざまな疑問や危惧する点をお伺いしたく第1回目12月19日の説明会にお伺いいたしました。

しかしながら, 申請者の正善寺住職や建物の所有者も出席しておらず, 住民からの質問には何も答えられないような状況であり, 説明会の体をなさず途中で中止になりました。さらに, 第1回説明会において, 第2回12月20日・第3回12月21日の説明会も中止する旨が告げられました。

ところが, 翌日, 不安を覚えたため会場に向かってみると, 第2回説明会は粛々と開催されていたのです。もっとも, 前日の第1回目説明会から説明内容は変わっておらず, 途中紛糾し中止となりましたが, 前日に中止を告げておきながら, 説明会を開催していることに非常に驚くとともに, 憤りを覚えました。結局, 第3回説明会は中止となりましたが, 申請者を含めた関係者のその姿勢に住民は大きな不安と不信感を抱いております。現在は, 改めて説明会が開催される通知を待っている状況であり, 計画の詳細は依然として明らかになっていません。

調布市では, 「調布市墓地等の経営の許可等に関する条例」(以下

「条例」といいます。)が制定されており、今回計画されている正善寺別院調布霊廟については、条例第10条に納骨堂の設置場所は、納骨堂を経営しようとする者が所有し、かつ、所有権以外の権利が存しない土地であること及び寺院、教会等の礼拝の施設または火葬場の敷地内であることが適合基準となっているため、申請者が土地の所有権を取得した場合には、形式的には適合基準を満たすことを私たちも一定の理解はいたしております。

しかしながら、納骨堂の計画に係る関係住民に対する説明に際して、条例第17条により意見書が提出された場合は、市はその内容を審査し、当該意見書に記載された意見に正当な理由が認められたときは、申請予定者に対し、近隣住民等との必要な協議を行うよう命ずることができ、申請予定者は近隣住民等と協議を行わなければならないと規定されております。

このことから、条例第16条に定める隣接関係住民等との協議については、申請予定者からの一方的な説明会の開催をもって条例の要件に達したと判断することなく、申請予定者は丁寧な協議を行うとともに、近隣住民等に対しても意見を述べることのできる機会を十分に付与し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき意見、構造設備と周辺環境との調和に対する意見及び建設工事の方法等についての意見について、真摯に耳を傾け合意形成を図る努力をするべきであると考えます。今回の計画では、築約30年経過している商業ビルが納骨堂ビルになる予定であり、今後の老朽化などについても不安の声が上がっております。また、不特定多数の人たちが訪れる施設であり、車での来場者も多くなることが予測されることから、近隣住民等に対する配慮は必要であると考えます。

また、今回の納骨堂計画を機に、調布市議会として現状の条例が適切なのか、改めて検証していただければ幸いです。納骨堂は、「寺院、教会等の礼拝の施設又は火葬場の敷地内であること」とされておりますが、これは、納骨堂という建物の性質上、日常生活とは別異の空間につくられるべきものであることを前提としたものであると考えられます。今回の計画は、仙川にある正善寺という寺院が調布ヶ丘にあるオフィスビル

の建物を寺院に用途変更し，別院として納骨堂を設置するものであります。納骨堂を設置するためだけに寺院を設置することが認められるのであれば，条例において設置場所が制限されていることが意味をなさないのではないかと思います。また，この地域の用途は，準工業地域ではありますが，現在は，工場や会社がマンションや一戸建てに変わり閑静な住宅地域に変貌しつつあります。時代の変化に順応した条例改正も今後の議会としての課題として捉えていただきたくお願い申し上げます。

以上のことから，納骨堂を設置するときには，納骨堂等経営の適正化及び納骨堂等と周辺環境との調和を図り，もって公衆衛生その他公共の福祉の確保に寄与する必要があるため，以下の内容について陳情いたします。

（陳情事項）

正善寺別院調布霊廟計画に際しての近隣住民等との協議については，隣接関係住民等だけでなく，周辺関係住民等にも説明等を丁寧に行い，合意形成を図る努力をするように，調布市は申請事業者に対し指導することを求めます。